

土岐市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、土岐市における総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、原則として年2回開催するものとする。

- 2 総合教育会議は、法第1条の4第2項の規定に基づき、市長及び教育委員会で構成する。ただし、緊急を要する場合は、市長及び教育長により開催することができる。この場合において、市長は他の教育委員会委員に対し速やかに会議の内容を周知するものとする。
- 3 会議の進行は、事務局がこれを行う。

(会議の招集)

第3条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の日時及び場所並びに会議に付すべき事項を、教育委員会に通知しなければならない。ただし、法第1条の4第1項第2号に掲げる緊急の場合はこの限りではない。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、市長は、教育委員会の同意の上、会議を非公開とすることができます。

- 2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合は、市長は、あらかじめ会議を非公開にする理由を公表しなければならない。

(会議の傍聴)

第5条 会議の公開は、傍聴により行うものとする。

- 2 前項の規定による傍聴の手続等については、土岐市教育委員会会議規則（昭和57年土岐市教育委員会規則第6号）第21条から第25条までの規定を

準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第4条ただし書きの規定の場合にあっては、議事録の全部又は一部を公表しないことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局を総務部総合政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において市長、教育委員会の双方の合意により別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。